

定例監査の結果

1 監査の期間

令和6年6月3日から令和6年6月21日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

総合政策部 広報広聴課及び人事課

(2) 対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

4 西尾市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱第43条に基づく報告 保有個人情報の管理について、不適切な事例が認められた。

5 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 広報広聴課

ア 復命書が作成されていないものがあった。

【服務規程第17条】

イ 市以外が行う表彰該当者の推薦について、決裁区分に誤りがあった。

【決裁規程別表第1】

(2) 人事課

ア 検査結果通知について、公印の使用許可及び公印の押印もれがあった。

【文書事務の概要】

イ 文書管理システムを用いず、起案しているものがあった。

【文書取扱規程第18条】

ウ 個人情報の管理において、マイナンバーカードの裏面の写しが保管されていた。

【行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第20条】

エ インターンシップにおいて、個人情報ファイル簿が未作成の他、保有開始届が未届けであった。

【個人情報の保護に関する法律施行条例3条】